

健保扶養からの外し漏れはありませんか。

サントリー健保では、9月中旬より10月中旬の間に、健保扶養家族の資格調査を行います。すでに扶養家族が就職等で、新しい健康保険組合に加入されている場合は、扶養から外れることになり、健保への届出が必要となります。資格調査の対象外にもなりますので、届出が漏れている方は、至急以下の書類と保険証を【SBU G人総業務部 社会保険担当（大阪オフィス）】宛、送付ください。

※人事給与セルフサービスメニューでの、社会保険の扶養申請とは、別に申請する必要があります。

- ①被扶養者異動届 [ダウンロードはこちら](#)
- ②サントリー健保の保険証（該当する被扶養者のもの）
- ③新しく加入した健保の保険証コピー等、資格取得日が確認できるもの

※詳しくは以下サントリー健保HPをご覧ください。

- [家族が扶養を外れるとき](#)
- [被扶養者異動届の記入例](#)

※[ご参考：健保扶養家族の資格調査について](#)

お問い合わせ先

サントリー健康保険組合 06-6344-6109